（法科学研修所）

第百十一条　［略］

第三款　皇宮警察本部

第百十二条～第百三十一条　［略］

第三節　地方機関

第一款　管区警察局

（管区警察局総務監察部の分課）

第百三十二条　［略］

（管区警察局広域調整部の分課）

第百三十三条　［略］

（管区警察局総務監察・広域調整部の分課）

第百三十四条　東北管区警察局、中部管区警察局及び中国四国管区警察局の総務監察・広域調整部に、首席監察官一人を置くほか、次の五課を置く。

警務課

監察課

会計課

広域調整第一課

広域調整第二課

2　前項に規定する首席監察官及び同項に掲げる課のほか、東北管区警察局及び中国四国管区警察局の総務監察・広域調整部に、監察官二人、会計監査官一人、高速道路管理官一人、災害対策官一人及び外事技術調査官一人を、中部管区警察局の総務監察・広域調整部に、監察官二人、会計監査官一人、高速道路管理官二人、災害対策官一人及び外事技術調査官一人を置く。

（首席監察官及び監察官）

第百三十五条　［略］

（警務課）

第百三十六条　警務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～十一　略］

十二　犯罪被害者等基本計画（犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第百六十一号）第八条第一項に規定する犯罪被害者等基本計画をいう。第百五十三条第十四号において同じ。）の作成及び推進に関すること。

十三　［略］

第百三十七条～第百三十九条　［略］

（広域調整第一課）

第百四十条　広域調整第一課においては、次に掲げる事務のうち、主として数府県の地域に関係のあるものについての調整に関する事務をつかさどる。

［一・二　略］

（法科学研修所）

第百十条　［同上］

第三款　皇宮警察本部

第百十一条～第百三十条　［同上］

［一条ずつ繰り下げる。］

第三節　地方機関

第一款　管区警察局

（管区警察局総務監察部の分課）

第百三十一条　［同上］

（管区警察局広域調整部の分課）

第百三十二条　［同上］

（管区警察局総務監察・広域調整部の分課）

第百三十三条　東北管区警察局、中部管区警察局、中国管区警察局及び四国管区警察局の総務監察・広域調整部に、首席監察官一人を置くほか、次の五課を置く。

警務課

監察課

会計課

広域調整第一課

広域調整第二課

2　前項に規定する首席監察官及び同項に掲げる課のほか、東北管区警察局及び中国管区警察局の総務監察・広域調整部に、監察官二人、会計監査官一人、高速道路管理官一人、災害対策官一人及び外事技術調査官一人を、中部管区警察局の総務監察・広域調整部に、監察官二人、会計監査官一人、高速道路管理官二人、災害対策官一人及び外事技術調査官一人を、四国管区警察局総務監察・広域調整部に、監察官一人、会計監査官一人、高速道路管理官一人及び災害対策官一人を置く。

（首席監察官及び監察官）

第百三十四条　［同上］

（警務課）

第百三十五条　［同上］

［一～十一　同上］

十二　犯罪被害者等基本計画（犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第百六十一号）第八条第一項に規定する犯罪被害者等基本計画をいう。）の作成及び推進に関すること。

十三　［同上］

第百三十六条～第百三十八条　［同上］

［一条ずつ繰り下げる。］

（広域調整第一課）

第百三十九条　［同上］

［一・二　同上］